

富士火災の

個人賠償責任保険

年間 2,000 円の保険料で、最高 1 億円まで保険金をお支払いします。

自己負担額は 0 円です！！

例えば、下記のような事故が発生し、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

- 窓から誤って植木鉢を落とし、**通行人に怪我をさせた**
- 自宅の水漏れで、**階下の他人の財物をぬらした。**
- 自動車で行き中、**駐車中の自動車にあたり、破損させた。**
- 子供が誤って、**他人の財物をこわした。**

日本国内での日常生活上の偶然な事故によって、被保険者（保険の補償を受けられる方）や、その家族の方が他人を死傷させたり、他人の財物に損害を加え、法律上の損害責任を負われた場合に保険金をお支払いします。ただし一事故につきお支払い限度額を限度とします。

なお、賠償額の決定については、あらかじめ弊社の承認が必要です。

保険金をお支払いできない主な理由	
職務遂行上に直接起因する事故	地震・洪水等の天災
他人から借りたり預かったりした物に対する事故	心神喪失（泥酔など）による事故
故意	同居の親族に対する損害賠償
船・自動車（ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除き） 航空機及び銃器（空気銃は含みません）による事故	日本国外での事故

保険金お支払い限度額と年間保険料

お支払い限度額	年間保険料
1 億円	2,000 円
7,000 万円	1,920 円
5,000 万円	1,850 円
3,000 万円	1,740 円

団体割引の特典を利用ください。

20 名以上まとめてご加入いただきますと保険料割引の得点をご利用いただける場合があります。

保険料お支払いの際は、富士火災所定の保険料領収証を発行すること

ご加入者数	20 名以上	50 名以上	100 名以上	200 名以上	500 名以上	1000 名以上
割引率	5%	10%	15%	20%	25%	30%

といたしておりますので、お確かめください。

契約後 1 カ月経過しても保険証券が到着しないときは、弊社取扱営業店へご照会いただきますようお願いいたします。

万一の事故が発生した時は、事故日 30 日以内に取扱代理店または弊社社員までご報告ください。ご報告がなければ保険金をお支払いできない場合がございます。

ご契約後、住所または通知先が変更された場合は、速やかに取扱代理店または弊社社員へご通知ください。

このチラシの内容は、概要の説明です。詳しくは取扱代理店または弊社社員にご照会ください。

弊社の損害保険募集人（代理店・弊社社員）は、保険契約の締結の代理権を有しておりますので、ご締結いただいて有効に成立し契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。なお、弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件が変わった場合のご通知の受領等の代理業務も行ってまいります。

個人契約での保険期間が一年を超える場合、契約のお申込みの撤回または解除を申し出る事が出来る「クーリングオフ制度」がございます。詳しくは保険解約の撤回等に関する事項を記載した書面をご覧ください。

複数保険会社による共同保険契約の場合には、感じ保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。